資料３

○神奈川県都市農業推進条例の一部改正素案対照表

素案	現行
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑸　（略） ⑹　特に保全すべき農地　都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する田園住居地域、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域又は生産緑地法（昭和49年法律第68号）第３条第１項に規定する生産緑地地区に存する農地をいう。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑸　（略）
（基本理念） 第３条　（略） ２　都市農業の持続的な発展は、将来にわたり、多様な担い手により、特に保全すべき農地、農業用水その他の農業資源が維持及び確保され、地域の特性に応じた環境に調和する農業及び県民と農業者との間の交流を通じた農業が営まれることを旨として行われなければならない。 ３　（略）	（基本理念） 第３条　（略） ２　都市農業の持続的な発展は、将来にわたり、多様な担い手により、まとまりのある優良な農地、農業用水その他の農業資源が維持及び確保され、地域の特性に応じた環境に調和する農業及び県民と農業者との間の交流を通じた農業が営まれることを旨として行われなければならない。 ３　（略）

素案	現行
（基本的施策） 第７条　県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。 ⑴～⑹　（略） ⑺　特に保全すべき農地の利用の集積を促進し、及び生産条件の改善を推進することを通じて、農業の生産性の向上を図り、ほ場その他の農業の生産基盤の確保及び整備を推進すること。 ⑻　多様な担い手による特に保全すべき農地の利用を促進並びに耕作放棄地（以前耕作の用に供されていた土地で、過去１年以内に耕作されず、かつ、当分の間耕作される見込みのないものをいう。）の解消及び発生抑制を図ることを通じて、農地の有効利用を促進すること並びに共同して行う取組により農業用水その他の農業資源の保全を促進すること。 ⑼～⑿　（略）	（基本的施策） 第７条　県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。 ⑴～⑹　（略） ⑺　農地の利用の集積を促進し、及び生産条件の改善を推進することを通じて、農業の生産性の向上を図り、ほ場その他の農業の生産基盤の確保及び整備を推進すること。 ⑻　多様な担い手により農地の保全を促進し、耕作放棄地（以前耕作の用に供されていた土地で、過去１年以内に耕作されず、かつ、当分の間耕作される見込みのないものをいう。）の解消及び発生抑制を図ること並びに共同して行う取組により農業用水その他の農業資源の保全を促進することを通じて、農地の有効利用を促進すること。 ⑼～⑿　（略）